

使用開始日 2022年12月9日

## 投資信託説明書(交付目論見書)

# ダイワ世界リート・ファンド(毎月分配型)

追加型投信／海外／不動産投信(リート)



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

**大和アセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

**大和アセットマネジメント**

Daiwa Asset Management

■受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

**三井住友信託銀行株式会社**

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00～17:00(営業日のみ)

**0120-106212**



■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

**UD  
FONT**

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                         |              |                 |               |       |
|---------|--------|-------------------|------------------------------|--------------|-----------------|---------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                       | 決算頻度         | 投資対象地域          | 投資形態          | 為替ヘッジ |
| 追加型     | 海外     | 不動産投信<br>(リート)    | その他資産<br>(投資信託証券<br>(不動産投信)) | 年12回<br>(毎月) | グローバル<br>(除く日本) | ファミリー<br>ファンド | なし    |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

#### 〈委託会社の情報〉

|                        |                  |
|------------------------|------------------|
| 委託会社名                  | 大和アセットマネジメント株式会社 |
| 設立年月日                  | 1959年12月12日      |
| 資本金                    | 151億74百万円        |
| 運用する投資信託財産の<br>合計純資産総額 | 21兆8,231億79百万円   |

(2022年9月末現在)

- 本文書により行なう「ダイワ世界リート・ファンド（毎月分配型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2022年12月8日に関東財務局長に提出しており、2022年12月9日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい）。



## ファンドの目的

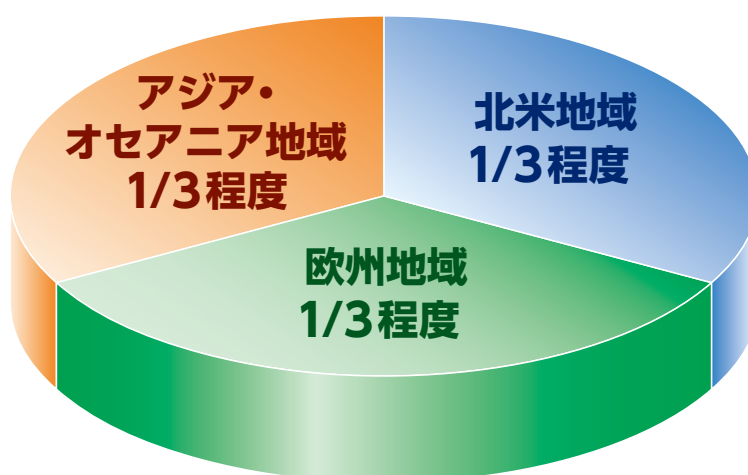
- 海外のリート（不動産投資信託）に投資し、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。

## ファンドの特色

### 1 海外のリートに投資します。

- ◆ 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
  - イ. 北米、欧州、アジア・オセアニアのリートに均等に投資することをめざします。
  - ロ. 組入れる銘柄の業種および国、地域の分散を考慮します。
  - ハ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

### 地域別配分のイメージ



※上記はイメージであり、実際の投資比率とは一致しません。



# ファンドの目的・特色

2

海外のリートの運用は、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクが行ないます。

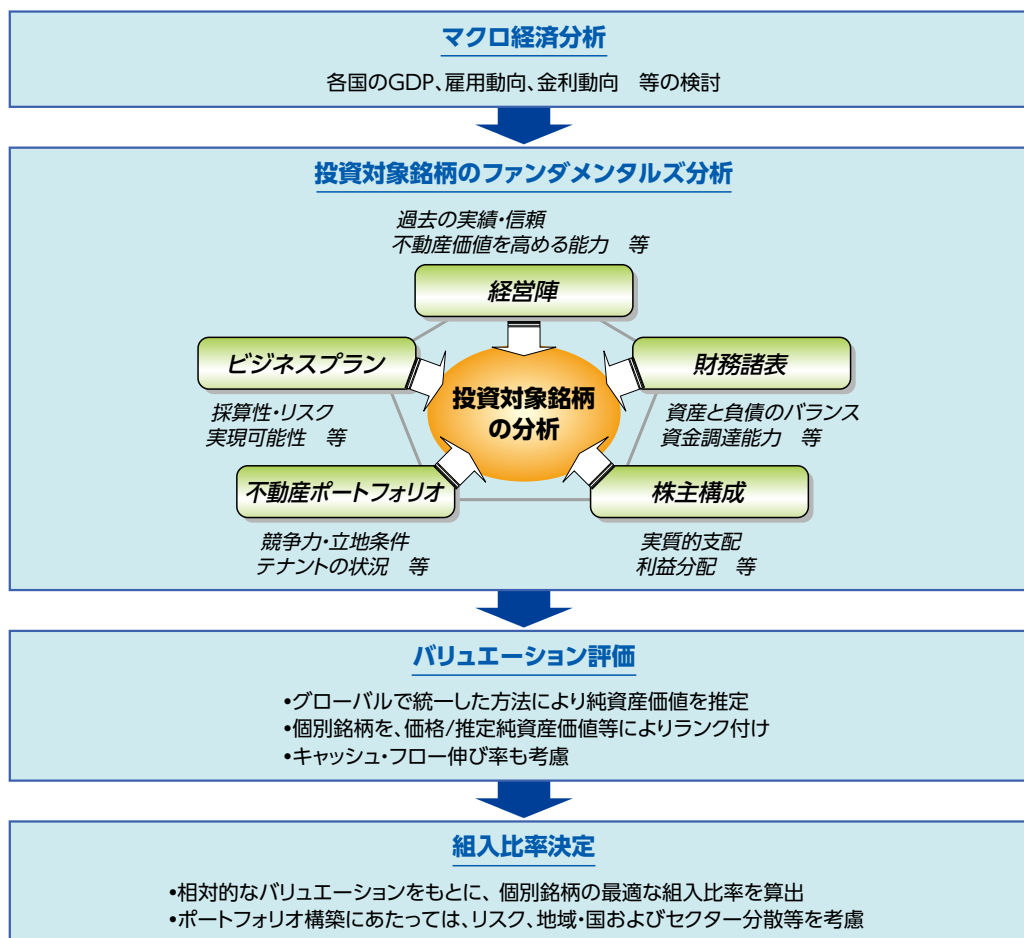
マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

## 〈 コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて 〉

- 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- リート運用では最大級の資産規模。
- ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- 優先リートを含むハイブリッド証券などのインカム資産に加え、インフラ株といった実物資産クラスの運用を展開。
- 所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク

## ポートフォリオ構築プロセス

マクロ経済分析（各国のGDP、雇用動向、金利動向等）に基づき、世界各地域のリートのファンダメンタルズ分析・評価を行なったうえでポートフォリオを構築します。

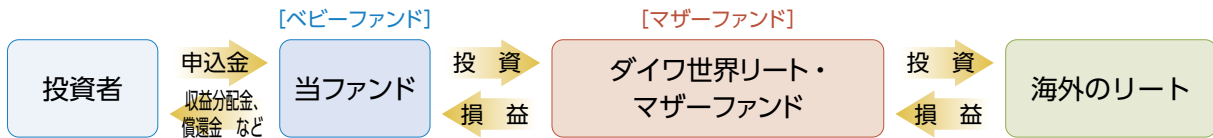


※上記のプロセスは、今後予告なく変更されることがあります。

## ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。
- マザーファンドにおける不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 保有実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減のための為替ヘッジは行ないません。

- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。



## ファンドの目的・特色

3

毎月15日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

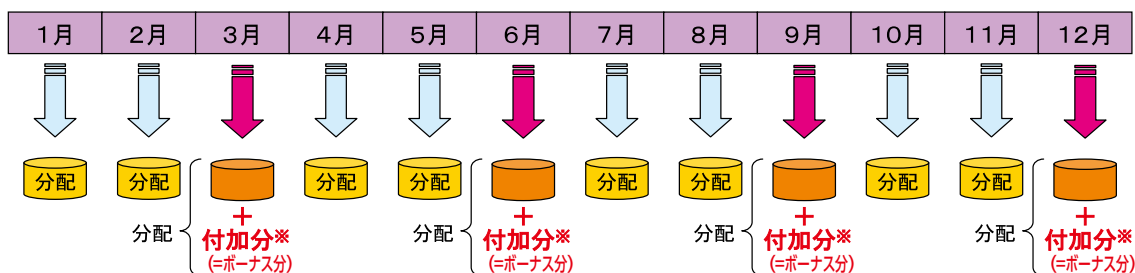
### 〈分配方針〉

①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

②原則として、安定した分配を継続的行なうことをめざします。

3、6、9、12月の計算期末については、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮し、分配対象額の中から基準価額水準に応じて委託会社が決定する額を、上記継続分配相当額に付加して分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

### 収益分配のイメージ



※付加できない場合があります。

- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・毎年3、6、9、12月の計算期末にかかる分配金額について、基準価額の水準、分配対象額の状況等によっては、それ以外の月と同程度または下回る金額となる場合があります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

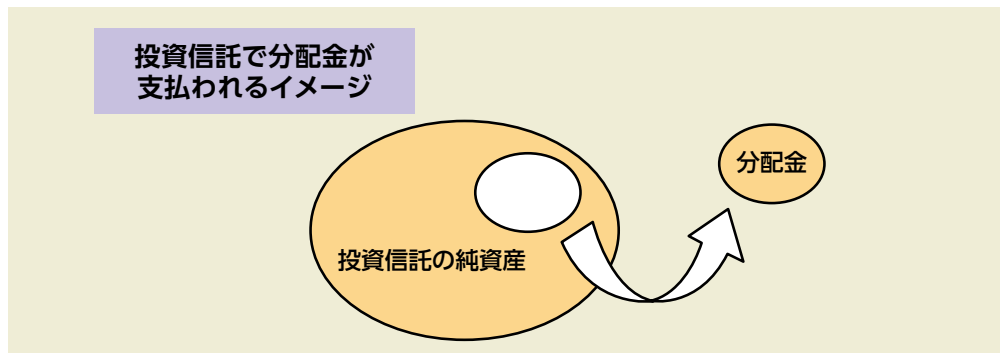
### 主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への直接投資は、行ないません。
- マザーファンドを通じて行なう投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。



## [収益分配金に関する留意事項]

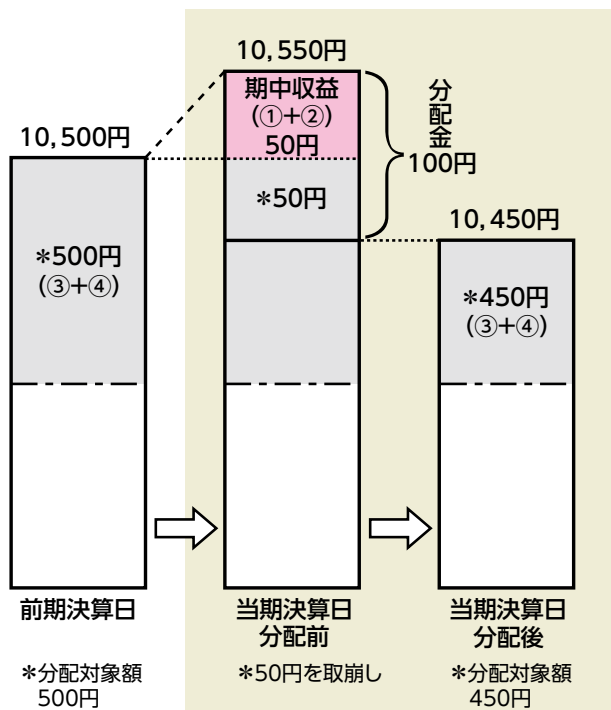
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



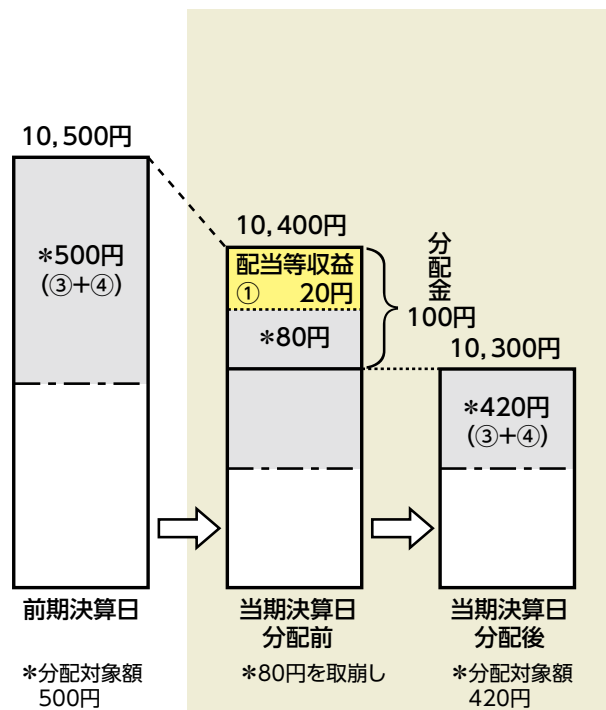
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### （計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

#### （前期決算日から基準価額が上昇した場合）



#### （前期決算日から基準価額が下落した場合）



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

(注) 「手続・手数料等」の「〈税金〉」の部分にイメージ図を記載。



# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。  
したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。  
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

|                                 |                                                                                                                        |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| リートの価格変動<br>(価格変動リスク・<br>信用リスク) | リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。               |
| 為替変動リスク                         | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| カントリー・リスク                       | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。                  |
| その他                             | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。                           |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

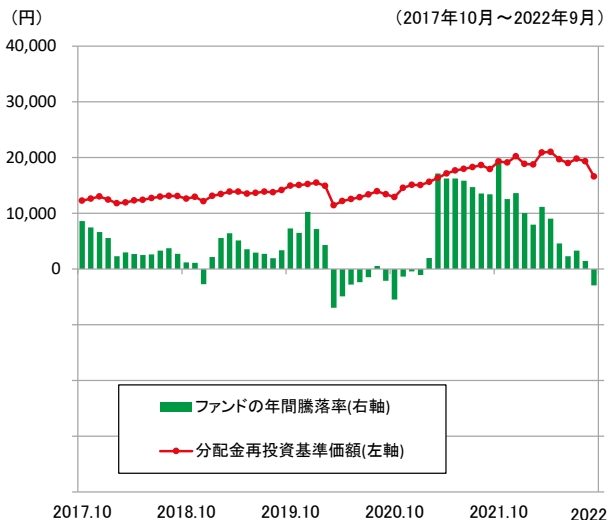
## リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通じ、運用リスクの管理を行います。委託会社は、運用委託先とファンド運営上の諸方針を反映している運用委託契約に基づく投資ガイドラインを締結し、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

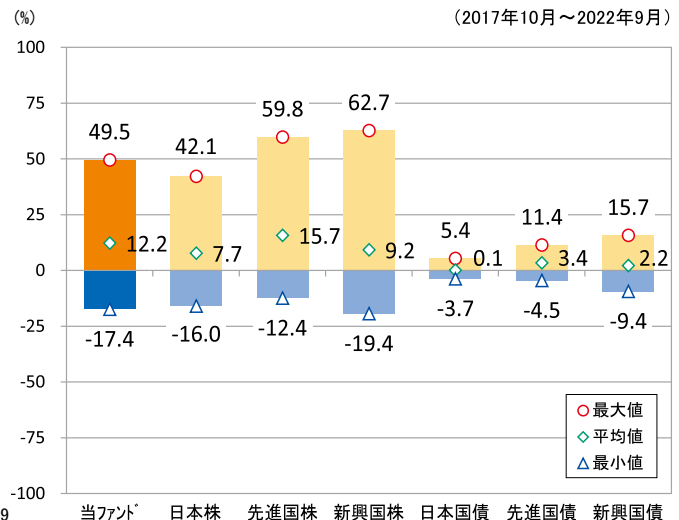
## 参 考 情 報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
  - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
  - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

### ※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）  
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）  
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）  
 日本国債：NOMURA-BPI国債  
 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）  
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

### ※指数について

●東証株価指数（TOPIX）の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドに基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>] ●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.



# 運用実績

## ●ダイワ世界リート・ファンド(毎月分配型)

2022年9月30日現在

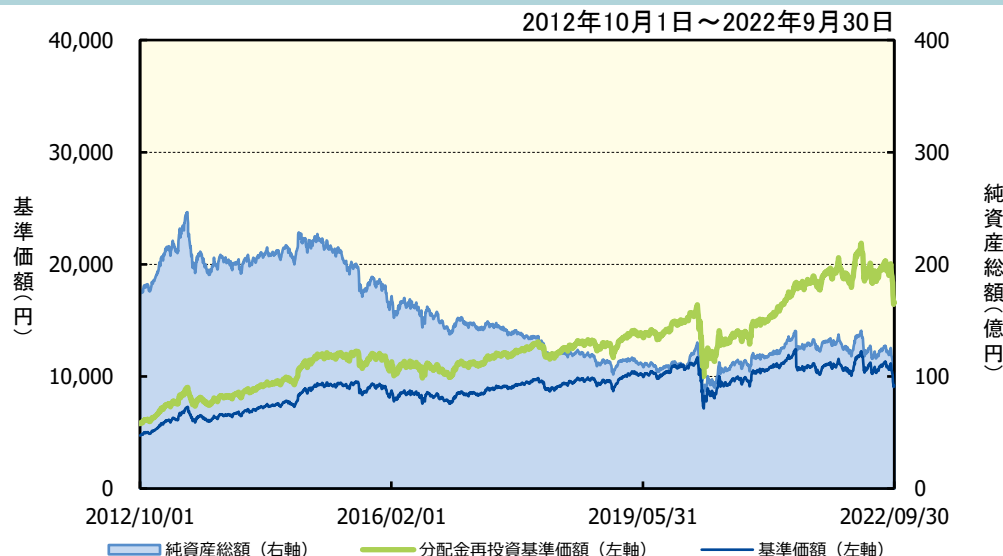
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

### 基準価額・純資産の推移

|       |        |
|-------|--------|
| 基準価額  | 9,169円 |
| 純資産総額 | 103億円  |

#### 基準価額の騰落率

| 期間   | ファンド   |
|------|--------|
| 1カ月間 | -14.1% |
| 3カ月間 | -12.5% |
| 6カ月間 | -20.6% |
| 1年間  | -7.3%  |
| 3年間  | 17.2%  |
| 5年間  | 35.7%  |
| 設定来  | 66.1%  |



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

### 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 420円 設定来分配金合計額: 5,010円

| 決算期 | 第172期  | 第173期  | 第174期  | 第175期 | 第176期 | 第177期 | 第178期 | 第179期 | 第180期 | 第181期 | 第182期 | 第183期 |
|-----|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|     | 21年10月 | 21年11月 | 21年12月 | 22年1月 | 22年2月 | 22年3月 | 22年4月 | 22年5月 | 22年6月 | 22年7月 | 22年8月 | 22年9月 |
| 分配金 | 10円    | 10円    | 210円   | 10円   | 10円   | 10円   | 10円   | 10円   | 10円   | 10円   | 10円   | 110円  |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

### 主要な資産の状況

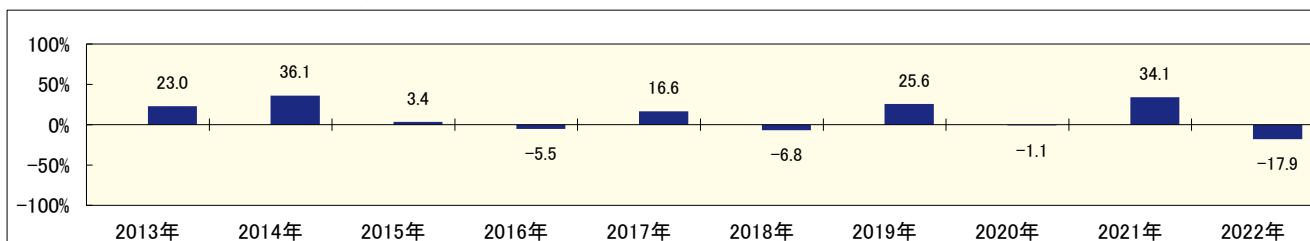
※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成       | 銘柄数 | 比率     | 通貨別構成       | 比率     | リート用途別構成 | 比率    | 組入上位10銘柄                           | 用途名   | 国・地域名   | 比率    |
|-------------|-----|--------|-------------|--------|----------|-------|------------------------------------|-------|---------|-------|
| 外国リート       | 68  | 95.9%  | 米ドル         | 33.5%  | 産業施設     | 22.2% | GOODMAN GROUP                      | 産業施設  | オーストラリア | 5.9%  |
|             |     |        | 豪ドル         | 17.7%  | 商業施設     | 15.7% | LINK REIT                          | 商業施設  | 香港      | 4.2%  |
|             |     |        | 英ポンド        | 17.2%  | 各種不動産    | 14.8% | CHARTER HALL GROUP                 | 各種不動産 | オーストラリア | 3.7%  |
|             |     |        | ユーロ         | 14.9%  | 住宅       | 12.8% | LXI REIT PLC                       | 各種不動産 | イギリス    | 3.2%  |
| コール・ローン、その他 |     | 4.1%   | シンガポール・ドル   | 9.6%   | ヘルスケア    | 10.3% | PARKWAYLIFE REAL ESTATE            | ヘルスケア | シンガポール  | 3.1%  |
| 合計          | 68  | 100.0% | 香港ドル        | 4.3%   | オフィス     | 6.9%  | DEXUS/AU                           | オフィス  | オーストラリア | 2.8%  |
| 地域別構成       |     |        | 日本円         | 1.8%   | 特殊用途施設   | 5.6%  | WELLTOWER INC                      | ヘルスケア | アメリカ    | 2.6%  |
| アジア・オセアニア地域 |     | 33.6%  | ニュージーランド・ドル | 1.0%   | 貸倉庫      | 5.4%  | KLEPIERRE                          | 商業施設  | フランス    | 2.5%  |
| 欧州地域        |     | 31.0%  | カナダ・ドル      | 0.0%   | ホテル/リゾート | 0.7%  | CAPITALAND ASCENDAS REAL ESTATE IN | 産業施設  | シンガポール  | 2.5%  |
| 北米地域        |     | 30.7%  |             |        | その他      | 1.5%  | PUBLIC STORAGE                     | 貸倉庫   | アメリカ    | 2.4%  |
| 合計          |     | 95.9%  | 合計          | 100.0% | 合計       | 95.9% | 合計                                 |       |         | 32.9% |

※リート用途別構成の用途は、原則としてS&P Global Property Indexの分類によるものです。なお、優先リート(会社が発行する優先株に相当するリート)は、用途別の分類はしていません。

### 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2022年は9月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



## お 申 込 み メ モ

|                        |                                                                                                                                                                                                |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位                | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                  |
| 購 入 価 額                | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）                                                                                                                                                                      |
| 購 入 代 金                | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                                                                                                                                                                          |
| 換 金 単 位                | 最低単位を1口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                         |
| 換 金 価 額                | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）                                                                                                                                                                      |
| 換 金 代 金                | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                              |
| 申 込 受 付 中 止 日          | ニューヨーク証券取引所またはオーストラリア証券取引所の休業日<br>(注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。                                                                                                                           |
| 申 込 締 切 時 間            | 午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）                                                                                                                                                                    |
| 購 入 の 申 込 期 間          | 2022年12月9日から2023年6月8日まで<br>(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)                                                                                                                                      |
| 換 金 制 限                | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。                                                                                                                                                           |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の<br>申込みの受け付けを中止することがあります。                                                                                                                      |
| 信 託 期 間                | 2007年6月8日から2027年9月15日まで<br>受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。                                                                                                                            |
| 繰 上 償 還                | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を<br>解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。<br>・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき                                |
| 決 算 日                  | 毎月15日（休業日の場合翌営業日）                                                                                                                                                                              |
| 収 益 分 配                | 年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>(注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよび<br>コース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。                                                              |
| 信 託 金 の 限 度 額          | 1兆円                                                                                                                                                                                            |
| 公 告                    | 電子公告の方法により行ない、ホームページ（ <a href="https://www.daiwa-am.co.jp/">https://www.daiwa-am.co.jp/</a> ）に掲載します。                                                                                           |
| 運 用 報 告 書              | 毎年3月および9月の計算期末ならびに償還時に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいた<br>ご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。                                                                                                 |
| 課 税 関 係                | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における<br>取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。<br>※2022年9月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |



## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

| 投資者が直接的に負担する費用             |                                          |                                                                           |         |         |
|----------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
|                            | 料率等                                      | 費用の内容                                                                     |         |         |
| 購 入 時 手 数 料                | 販売会社が別に定める率<br>(上限) <u>3.3% (税抜3.0%)</u> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。                                    |         |         |
| 信託財産留保額                    | ありません。                                   | —                                                                         |         |         |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用        |                                          |                                                                           |         |         |
|                            | 料率等                                      | 費用の内容                                                                     |         |         |
| 運 用 管 理 費 用<br>( 信 託 報 酬 ) | <u>年率1.628%</u><br><u>(税抜1.48%)</u>      | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |         |         |
| 委 託 会 社                    | 配分については、<br>下記参照                         | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。                        |         |         |
| 販 売 会 社                    |                                          | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。                                |         |         |
| 受 託 会 社                    |                                          | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                                                |         |         |
|                            | 〈運用管理費用の配分〉<br>(税抜) (注1)                 | 委託会社                                                                      | 販売会社    | 受託会社    |
|                            | 200億円未満の場合                               | 年率0.80%                                                                   | 年率0.60% | 年率0.08% |
|                            | 200億円以上<br>500億円未満の場合                    | 年率0.76%                                                                   | 年率0.65% | 年率0.07% |
|                            | 500億円以上<br>1,000億円未満の場合                  | 年率0.71%                                                                   | 年率0.71% | 年率0.06% |
|                            | 1,000億円以上の場合                             | 年率0.67%                                                                   | 年率0.76% | 年率0.05% |
| その他の費用・<br>手 数 料           | (注2)                                     | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。                     |         |         |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

### 〈税金〉・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期           | 項 目       | 税 金                                                       |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------------------|
| 分 配 時         | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 <sup>(注)</sup> 普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 <sup>(注)</sup> 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

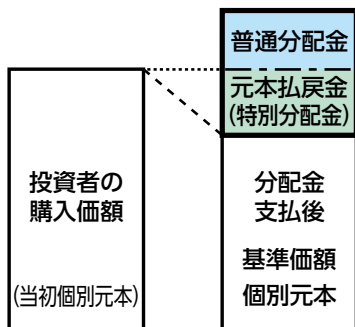
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2022年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

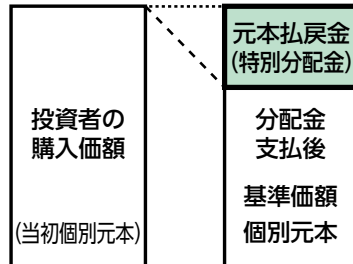
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### （分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

### （分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。